



平成 27 年 6 月 26 日

各 位

本 社 所 在 地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
会 社 名 株式会社アエリア
代表者の役職名 代表取締役社長 小林 祐介
(コード番号：3758)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 清水 明
電 話 番 号 03-3587-9574
(URL <http://www.aeria.jp/>)

第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」という。）及び第 12 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集（以下「本件第三者割当」という。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| (2) 発行新株式数 | 133,900 株 |
| (3) 発行価格 | 1 株につき 2,241 円 |
| (4) 調達資金の額 | 300,069,900 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照下さい。 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、全ての株式をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| (6) その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とします。 |

<本新株予約権の募集の概要>

| | |
|----------------------|---|
| (1) 割当日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 4,017 個 |
| (3) 発行価額 | 総額 10,616,931 円（新株予約権 1 個につき、2,643 円） |
| (4) 当該発行による 潜在株式数 | 401,700 株（新株予約権 1 個につき、100 株） |
| (5) 資金調達の額 | 910,826,631 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 10,616,931 円 新株予約権行使による調達額 : 900,209,700 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期をご参照下さい。 |

| | |
|------------------------|---|
| (6)行使価額 | 1株当たり 2,241円 |
| (7)募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、全ての新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。 |
| (8)その他 | <p>① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,643円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>② 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③ 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。</p> |

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社グループの成長戦略は、オンラインコンテンツ事業をコア事業と位置づけ、国内外市場において様々なエンターテインメントを積極的に提供することにより、事業の拡大を図り、継続的な事業成長と収益力の向上を経営目標にしております。

①オンラインコンテンツ事業

オンラインコンテンツ関連市場は、スマートフォンやタブレットなどに移行する中、魅力的なコンテンツやアプリケーションを提供するため、その内容はより複雑化・高度化しております。また、コンテンツの開発費用や広告宣伝費のコストが増加するだけでなく、ユーザーの獲得競争も一層激化しております。こうした状況下において、当社は、早期収益化と将来に向けた成長を実現するため、スマートフォン向けゲームにおいて競合他社を凌駕する大型かつ斬新なタイトルを今後複数開発することを経営戦略として進めております。

＜スマートフォン向けゲームの拡充とグローバル戦略を推進＞

これまでの具体的な事業戦略として

- ・「Klee（クレー）～月ノ雫舞う街より～」 「ヴァリアスモンスターズ」 「プリズムファンタジア～精霊物語～」を開発し、国内外でサービス提供を実施しております。
- ・「Klee（クレー）～月ノ雫舞う街より～」は、平成26年4月に国内でサービス開始後、累計190万ダウンロードを突破し、好調に推移しております。
- ・平成27年1月には韓国最大のポータルサイトを運営するダウムカカオ社と提携し、同社の累計5億ダウンロードを有するメッセージアプリ「カカオゲームプラットフォーム」で「Klee（クレー）～月ノ雫舞う街より～」の配信を準備しております。さらに「ヴァリアスモンスターズ」は平成27年1月27日より台湾にて配信を開始いたしました。

当社は世界シェア拡大を図るため、当社のスマートフォン向けゲームをアジア主要各国中心に、米国、欧州へと展開を拡げていくグローバル戦略を積極的に推進しております。

平成 27 年 2 月には人気アニメ「DD 北斗の拳」のゲームアプリ開発を決定するとともに、株式会社角川ゲームズと共同でモバイルゲーム事業への取り組みを行うことに合意しております。今後、ますます多様化の進む市場において、競争優位性を確保するため、付加価値の高いゲーム開発に傾注してまいります。

<積極的な M&A によるオンラインコンテンツ事業の拡大>

オンラインコンテンツ事業の強化策として、平成 26 年 12 月に台湾大手 PC オンラインゲーム運営会社の日本法人である株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント（平成 27 年 6 月 1 日付で株式会社エイジへ商号変更）を完全子会社し、さらに、平成 27 年 6 月には数々の開発実績を持つ株式会社リベル・エンタテインメントを完全子会社化いたしました。株式会社リベル・エンタテインメントは、事前登録にて多くの反響を頂いております「アイ★チュウ」のサービス提供を本日開始予定としております。今後、コンテンツの共同開発、企画、運営における資源の相互活用に取り組んでまいります。

また、今後も開発実績のあるゲーム開発会社に積極的な M&A を実施することにより、スマートフォン向けゲーム開発における多様性の確保を図り、良質なゲームタイトルにリソースを集中させ、積極的に市場投入してまいります。

【今後の事業戦略のポイント】

- ・既存ゲームの機能改善及び強化、付加価値向上
- ・主要メディアでのプロモーションによる集客力拡大
- ・開発ライン増加による、早期売上拡大
- ・グローバル展開の強化による、世界シェア拡大

② IT サービス事業

<M&A や業務提携による事業領域の拡大並びに収益基盤の確保>

IT サービス事業においては、子会社である株式会社エアネットの平成 26 年 12 月期の売上高が 709 百万円、当期利益が 52 百万円と、当社グループに安定したキャッシュフローを創出し、収益基盤の確保に貢献しております。平成 27 年 4 月にはオンライン電子出版に特化したアフィリエイト事業を展開している株式会社インフォトップキャピタルを完全子会社化したことにより、当社グループで培ってきたモバイル事業やシステム構築と運営などのノウハウを生かし、M&A や業務提携による IT サービス事業領域の拡大や、収益基盤の確保を図っていく方針であります。

当社は、オンラインコンテンツ事業の更なる事業拡大を図るべく、スマートフォン向け新規ゲームを複数タイトル開発することを主目的として、平成 26 年 2 月 18 日開催の取締役会において、あかつき証券株式会社を割当先とする新株予約権の発行を決議いたしました。しかし、当社の株価が下限行使価額である 2,500 円を下回る水準で推移したことにより、権利行使が想定どおり進捗せず、本新株予約権は平成 27 年

3月4日に170個(17,000株)が行使価額2,500円で行使され、総額42,500,000円の払込みを得たのみに留まり、当初計画した資金需要を満たす結果とはなっておりません。本調達資金については、当初の予定どおり大型タイトルの開発資金として充当しており、資金使途である①平成26年12月期第2四半期までに大型1タイトル、②平成27年上期に大型1乃至2タイトルの開発に係る未調達資金については手元資金で充当いたしました。また、③平成27年下期以降に1乃至2タイトルについては今回の資金使途である新株式の発行に係る資金使途で充当予定としております。

新規タイトル及び配信中の既存タイトルにおいては、スマートフォン向けゲーム市場でのユーザー嗜好の多様化による開発費の高騰及びマーケティング、プロモーションにおける広告宣伝費の高額化に伴い今後も多額の資金が必要となります。上記の費用はいずれも先行投資となる一方で、それらの収益化の時期や規模などについては不確定な要素があることを考慮しつつ、当社の財務の健全性を維持していくためには、手元資金は可能な限り確保し、新たな資金調達の実施が必要だと判断いたしました。このような状況下、当社はあらゆる資金調達の選択肢について、当社のビジネスモデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先から調達することを検討し、今回、本件第三者割当増資を実施し、資金調達することを決定しました。

当社は、スマートフォン向けゲームアプリの開発を加速させるとともに、成長継続中のモバイルゲーム市場における確固たるシェアを早期に獲得していただくことが、オンラインコンテンツ事業の収益性を向上させ、当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主の株主価値の向上につながるものと考えております。

なお、当社は本資金調達の実施に当たり、本日付け「第5回乃至第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の通り、残存する本新株予約権の全部を手元資金にて取得するとともに、取得後直ちに当該本新株予約権の全部を消却することを決議しております。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

当社は、現状の手元資金について、前述のとおりスマートフォン向けゲーム市場においてユーザー嗜好の多様化による開発費の高騰及びマーケティング、プロモーションにおける広告宣伝費の高額化に対応しつつ、財務の健全性を維持していくためには可能な限り手元資金は確保しておくべきと考えております。一方で、資金調達に際し、既存株主の利益のためには、株式市場への影響にも十分に注意を払う必要があると考えております。

本資金調達については、スマートフォン向けゲームの開発費及び広告宣伝費に投下する予定であり、新規タイトル及び配信中の既存タイトルへの段階的に発生する費用に対応した調達方法として、間接金融及び直接金融について検討してまいりました。まず、間接金融による資金調達については、代表的な方法である金融機関等からの借入は、金額・借入実行日とも固定されて、段階的な開発資金の調達とマッチングせず、コミットメントライン設定も1年毎の見直しになり安定性を欠きます。直接金融による資金調達として代表的な方法である公募増資については、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。また、第三者割当による新株予約権の発行については平成26年2月

に実施しており、当社株価が下限行使価額を下回る水準で推移しているため、権利行使が想定どおり進捗していません。しかしながら、新株予約権による資金調達は、株式の急激な希薄化を抑制することができ、当社の資金需要とも合致しているため、株主の利益保護を図りつつも直近一年間の株価実績から実現可能な行使価額への設定で検討いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達スキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するものであります。加えて、当社及び当社株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、株式の急激な希薄化を抑制することができ、段階的に発生する開発資金に対応した調達にも適していると考えております。

以上の点に加え、今般の資金調達により、既存タイトルの運営強化及び新作タイトルの開発を強化して進めていくことにより、更なるシェアの拡大を図ることが、企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えていることから、本件第三者割当を決定いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 2,241 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 401,700 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150% コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上述「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は 2,241 円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 401,700 株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象にした投資実績が豊富であり、失権なども発生していないことから本新株式及び本新株予約権の払込みの確実性が高く、引受け後の本新株予約権の行使についても他社の引受け後の行使実績から、早期に実施されることが期待できること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、401,700株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間は平成27年7月13日から平成29年7月12日までの2年間であり、期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

| | |
|----------------|----------------|
| ① 払込金額の総額 | 1,210,896,531円 |
| (内訳) | |
| 新株式発行による調達額 | 300,069,900円 |
| 新株予約権発行による調達額 | 10,616,931円 |
| 新株予約権の行使による調達額 | 900,209,700円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 5,500,000円 |
| ③ 差引手取概算額 | 1,205,396,531円 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用、新株予約権の公正価値算定費用、並びに本株式及び本新株予約権の発行に関する関連資料の弁護士費用を含めた総額 5,500,000円を予定しております。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|-----------------------------|---------------|-----------------------------|
| 新規タイトル（2本）の開発費、並びに 広告宣伝費 | 299,000,000 円 | 平成 27 年 7 月～平成 27 年 12 月 |

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

| 具体的な使途 | 金額 | 支出予定時期 |
|-------------------------------|---------------|----------------------------|
| 配信中既存タイトルの追加開発 費、並びに広告宣伝費 | 300,000,000 円 | 平成 27 年 7 月～平成 28 年 7 月 |
| 新規タイトル（2～3本）の開発 費、並びに広告宣伝費 | 606,396,531 円 | 平成 28 年 1 月～平成 29 年 7 月 |

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

2. スマートフォンの性能は年々向上しており、ユーザーの求めるゲームの水準も高くなっていくと思われ、それに対応して配信中既存タイトルの追加開発費増加、及び新規タイトルの開発費増加を見込んだ金額としております。
3. 上記資金の充当については、支払時期の早いものから充当してまいります。
4. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金での充当もしくは開発規模の見直し、広告宣伝費削減で対応予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本件第三者割当は、資本を増強し、資金基盤の強化を図ることを目的とするものとしており、当社の状況を改善するためにも必要不可欠であると考えております。また、事業基盤の確立を推進することが、既存株主に対する株主価値の向上につながると考えていることから、調達する資金使途は合理的であるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 27 年 6 月 25 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値 2,241 円といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価

額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値 2,241 円は、当該直前営業日までの 1 カ月間の終値平均 2,078 円（発行価額との乖離 7.84%）、当該直前営業日までの 3 カ月間の終値平均は 1,744 円（同 28.50%）、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均は 1,786 円（同 25.48%）となっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち 2 名は社外監査役）全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

② 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価 2,241 円（平成 27 年 6 月 25 日の終値）、権利行使価額 2,241 円、ボラティリティ 66.64%（平成 25 年 5 月から平成 27 年 5 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間 2 年、リスクフリーレート 0.003%（評価基準日における 2 年物国債レート）、配当率 0%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施しております。

本新株予約権の行使価額については、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 6 月 25 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値を参考にし、加えて割当予定先との協議の結果、直近一年間の株価実績から実現可能な水準と判断し 2,241 円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 6 月 25 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 29 年 7 月 12 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ii. 取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して本新株予約権の行使価額（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより調整された場合は調整後の行使価額）の 150%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額 2,241 円に 150%を乗じた 3,361 円（小数点以下切捨て）（ただし、株式分割等の一定の事由が生じたことにより行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に基づいて計算されます。）としており、取得条項が発動された場合、割当先がすべての本新株予約権を行使するものとしております。当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1 株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{行使後の株価} = (\text{行使時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{行使価額} \times \text{行使による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{行使による発行株式数})$$

なお任意取得条項の発動時の株価水準である 3,361 円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が 3,295 円に低下するとの前提としております。

$$\begin{aligned} \text{行使後の株価} &= (3,361 \text{ 円} \times 6,449,260 \text{ 株} + 2,241 \text{ 円} \times 401,700 \text{ 株}) / (6,449,260 \text{ 株} + 401,700 \text{ 株}) \\ &= 3,295 \text{ 円} \end{aligned}$$

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を 1 営業日あたり 2,510 株（最近 2 年間の日次売買高の中央値である 25,100 株の 10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の 10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の 100%ルール

(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

v. その上で、当社は本新株予約権の公正価値(1個当たり2,642.2円)と本新株予約権の払込金額(1個当たり2,643円)を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、同社は本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して同社から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額と同額の払込金額を決定していることにより、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法であるという判断をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式により発行される株式数は、133,900株(議決権の数は1,339個)です。また、本新株予約権の行使により発行される株式数401,700株(議決権の数は4,017個)を合算すると535,600株(議決権の数は5,356個)となり、平成27年6月26日現在の当社普通株式の発行済株式総数6,449,260株より自己株式25,919株を差し引いた6,423,341株(議決権総数64,229個)に対する希薄化の割合は8.34%(議決権の総数に対する割合は8.34%)となります。これにより既存株主様におかれましては、株式持分及び議決権比率の低下並びに1株あたりの純資産額が変動いたします。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は261,312株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は186,566株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は219,878株、となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数401,700株を本新株予約権の行使期間である2年間(245日/年営業日で計算)で売

却すると仮定した場合の1日当たりの数量は820株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.31%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.44%。直近1か月間の1日当たりの平均出来高の0.37%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

本新株式及び本新株予約権

| | |
|---------------|--|
| ① 名 称 | O a k キャピタル株式会社 |
| ② 所 在 地 | 東京都港区赤坂八丁目10番24号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康 |
| ④ 事 業 内 容 | 投資事業 |
| ⑤ 資 本 金 | 3,557百万円（平成27年3月31日現在） |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 大正7年2月22日 |
| ⑦ 発 行 済 株 式 数 | 48,701,620株（平成27年3月31日現在） |
| ⑧ 決 算 期 | 3月 |
| ⑨ 従 業 員 数 | 21名（平成27年3月31日現在） |
| ⑩ 主 要 取 引 先 | 一般法人 |
| ⑪ 主 要 取 引 銀 行 | 三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行 |
| ⑫ 大株主及び持株比率 | 日本証券金融株式会社 6.99%、山崎光博 6.73%、エルエムアイ株式会社 4.76%、竹井博康 1.84% （平成27年3月31日現在） |
| ⑬ 当事会社間の関係 | |
| 資 本 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 |
| 人 的 関 係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。 |

| | | | |
|--------------------------------|--|-----------|-----------|
| 取引関係 | 当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。 | | |
| 関連当事者への該当状況 | 当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。 | | |
| ⑭ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円） | | | |
| 決算期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
| 純資産 | 1,299,803 | 4,192,929 | 6,932,902 |
| 総資産 | 1,460,284 | 4,380,831 | 7,579,945 |
| 1株当たり純資産（円） | 53.44 | 90.39 | 142.19 |
| 売上高 | 891,087 | 3,810,286 | 8,315,754 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △321,801 | 602,327 | 2,122,585 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △330,688 | 603,476 | 1,862,608 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △735,689 | 522,737 | 1,809,145 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円） | △32.02 | 12.17 | 38.20 |
| 1株当たり配当金（円） | — | — | 5.00 |

（注）割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と反社会的勢力との関係は認めることはできませんでした。当社は、同社と反社会的勢力との関係は確認できないこと、また同社は、株式会社東京証券取引所の取引参加者であることから、同社及び同社役員は反社会的勢力との関わりがないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上述「2. 募集の目的及び理由」の状況において、本新株式と本新株予約権による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解した上で、当該資金調達に賛同いただける事業会社や投資会社等を割当予定先として検討してまいりました。

当社は、今般の第三者割当による本新株式と本新株予約権の募集に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の成長戦略や資金需要、経営方針、将来的

な目標等についてご理解いただけることを条件として、企業価値と株主価値の向上に繋がる割当予定先として、Oakキャピタル株式会社を選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社につきましては、ゲーム開発会社への投資実績があることや、上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当予定先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。

同社より、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながらの資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てての手法の提案を受け、この提案内容が、他の複数の候補先からの提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社の条件に最も合致するものであったことから、平成27年6月26日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社の間で、本新株式及び本新株予約権の権利行使後により取得する当社普通株式につきましては、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、事前に当社取締役会の承認が必要である旨定めております。

なお、当社は、Oakキャピタル株式会社から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社から、本新株式の払込金額、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、平成27年2月6日提出された平成27年3月期第3四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期財務諸表及び平成27年6月26日に提出された平成27年3月期に係る有価

証券報告書に掲げられた財務諸表から、Oakキャピタル株式会社が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資金を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先であるOakキャピタル株式会社と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

本新株式・本新株予約権の募集に関連して、Oakキャピタル株式会社との間で平成27年7月13日締結予定の「総数引受契約」の締結日以降（イ）払込期日から6か月間が経過した日又は（ロ）本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行（但し、株式分割を含まない。以下同じ。）又は交付若しくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行若しくは交付の形態を問わない。以下同じ。）又はこれに関する公表を行わない。

前項に加えて、当社は、払込期日から6か月間が経過した日以降、（イ）さらに6か月間が経過した日又は（ロ）本新株式・本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株式の発行価額・本新株予約権に係る行使価額を下回る価額での対象有価証券の発行又は交付若しくは処分又はこれに関する公表を行わない。

但し、上記の定めは、当該対象有価証券の発行等が当社の成長戦略に資するものとしてOakキャピタル株式会社が事前に書面により同意したときにはこれを適用しない。

当社が上記に違反した場合には、Oakキャピタル株式会社からの請求に従って、当社は次の各号を行わなければならない。

- ① 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株式により取得した当社の株式を、本新株式の発行価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- ② 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権の行使により取得した当社の株式を、本新株予約権に係る行使価額の150%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取る。
- ③ 当該違反時点においてOakキャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の100%相当額にてOakキャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の50%相当額に当該本新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額をOakキャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有

価証券（新株予約権、新株予約権付社債、当社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの方に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、当社がOakキャピタル株式会社と本契約の締結と同日付で締結する本新株式に係る総数引受契約に基づく当社普通株式の発行及び交付を除く。

（7）先買権について

1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から2年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oakキャピタル株式会社が保有する本新株式・本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- ① 当社は、Oakキャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の2週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ② Oakキャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- ③ 当社は、本項第②号に従いOakキャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- ④ 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- ① スtock・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記Stock・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、当社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき
- ② 開示書類に記載された既発行の第8回乃至第11回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われる

とき

- ③ 上記の他、当社とOakキャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちにOakキャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

7. 大株主及び持株比率

| 募集前（平成27年6月26日現在） | |
|---|--------|
| 長嶋 貴之 | 23.55% |
| 小林 祐介 | 17.71% |
| 高濱 憲一 | 4.83% |
| 菅野 秀彦 | 4.83% |
| TUSCAN CAPITAL LLC | 4.56% |
| GAMANIA INTERNATIONAL HOLDING GS LTD | 3.51% |
| 林田 浩太郎 | 2.71% |
| アエリアグループ役員持株会 | 1.40% |
| 牟田 正 | 1.16% |
| 株式会社日本ブレーンセンター | 1.14% |

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年12月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成26年12月31日以降の株主の異動を加味して、平成27年6月26日現在の発行済株式数における持株比率を記載しております。
2. 平成27年6月26日現在の発行済株式総数は6,449,260株であります。
3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響につきましては、現時点において精査中であり、本件第三者割当に伴う資金支出による影響を加味した上で、業績に影響がある場合は改めて開示することと致します。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

(単位：千円)

| | 平成24年12月期 | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 |
|-------------------------------|-----------|------------|-----------|
| 売上高 | 6,160,962 | 848,356 | 1,143,613 |
| 営業損失 | △835,510 | △686,086 | △861,405 |
| 経常損失 | △926,131 | △1,362,686 | △165,907 |
| 当期純利益又は当期純損失 | 480,895 | △1,101,636 | △312,938 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(円) | 94.16 | △225.33 | △64.14 |
| 1株当たり配当金(円) | 22 | 10 | 10 |
| 1株当たり純資産(円) | 920.00 | 728.00 | 680.94 |

※当社は平成25年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成24年12月期期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成27年6月26日現在)

| | 株式数 | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|------------|--------------|
| 発行済株式数 | 6,449,260株 | 100% |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 686,000株 | 10.64% |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —株 | —% |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —株 | —% |

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

| | 平成24年12月期 | 平成25年12月期 | 平成26年12月期 |
|----|-----------|-----------|-----------|
| 始値 | 800円 | 697円 | 1,405円 |
| 高値 | 849円 | 2,969円 | 2,500円 |

| | | | |
|-----|-------|---------|---------|
| 安 値 | 520 円 | 697 円 | 1,012 円 |
| 終 値 | 697 円 | 1,374 円 | 1,260 円 |

※当社は平成 25 年 7 月 1 日付けで普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が平成 24 年 12 月期期首に行われたと仮定して、最近 3 年間の株価の状況を算定しております。

② 最近 6 か月間の状況

| | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 始 値 | 1,131 円 | 1,230 円 | 1,863 円 | 2,254 円 | 1,499 円 | 1,466 円 |
| 高 値 | 1,410 円 | 2,365 円 | 3,390 円 | 2,670 円 | 1,886 円 | 2,350 円 |
| 安 値 | 1,100 円 | 1,161 円 | 1,628 円 | 1,450 円 | 1,308 円 | 1,421 円 |
| 終 値 | 1,260 円 | 1,880 円 | 2,274 円 | 1,515 円 | 1,527 円 | 1,836 円 |

③ 発行決議日前営業日における株価

| | 平成 27 年 6 月 25 日 |
|-----|------------------|
| 始 値 | 2,237 円 |
| 高 値 | 2,330 円 |
| 安 値 | 2,220 円 |
| 終 値 | 2,241 円 |

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株予約権

| 割 当 日 | 平成 26 年 3 月 10 日 |
|-----------------|---|
| 発行新株予約権数 | 第5回新株予約権 1,500 個(1個当たり 100 株) 第6回新株予約権 1,500 個(1個当たり 100 株) 第7回新株予約権 1,500 個(1個当たり 100 株) |
| 発行価額 | 第5回新株予約権 新株予約権 1個当たり 2,500 円 (発行調達額 3,750,000 円) 第6回新株予約権 新株予約権 1個当たり 2,133 円 (発行調達額 3,199,500 円) 第7回新株予約権 新株予約権 1個当たり 1,641 円 (発行調達額 2,461,500 円) |
| 発行時における調達予定資金の額 | 1,584,411,000 円(手取概算額 1,576,993,000 円) (新株予約権による発行調達額 :9,411,000 円) (新株予約権の行使による調達額:1,575,000,000 円) |
| 割 当 先 | あかつき証券株式会社 |

| | |
|---------------------|---|
| 募集時における 発行済株式数 | 5,299,200株 |
| 当該募集により 潜在株式数 | 450,000株 |
| 現時点における 行使状況 | 17,000株 (第5回新株予約権 170個、行使価額 1株当たり2,500円) |
| 現時点における 調達した資金の額 | 51,911,000円 |
| 発行時における 当初の資金使途 | ①平成26年12月期第2四半期までに開発予定の大型1タイトルの開発費、 並びに広告宣伝費：375,000,000円 ②平成27年上期に開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告宣 伝費：525,000,000円 ③平成27年下期から開発予定の大型1乃至2タイトルの開発費、並びに広告 宣伝費：675,000,000円 |
| 発行時における 支出予定時期 | ①平成26年4月～平成26年9月 ②平成27年1月～平成27年6月 ③平成27年7月～平成28年3月 |
| 現時点における 充当状況 | 当初の資金使途に従って充当しております。 |

1 1. 発行要項

(募集株式の発行要項)

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 133,900 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 2,241 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 300,069,900 円 |
| 4. 増加する資本金及び 資本準備金の額 | 資本金 金 150,034,950 円 資本準備金 金 150,034,950 円 |
| 5. 申込日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | O a k キャピタル株式会社 133,900 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店 |
| 10. その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 ②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 |

(新株予約権発行要項)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社アエリア 第 12 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) |
| 2. 本新株予約権の発行価額の 総額 | 金 10,616,931 円 |
| 3. 申込期日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| 4. 払込期日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| 5. 割当日 | 平成 27 年 7 月 13 日 |
| 6. 募集の方法及び 割当先 | 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を O a k キャピタル株式会社に割り当てる。 |
| 7. 本新株予約権の目的である 株式の種類及び数の算出 方法 | (1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式 401,700 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は 100 株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。 (2) 当社が第 11 項「行使価額の調整」の規定に従って行使価額(第 10 項第 2 号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切 |

り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項「行使価額の調整」に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整後割当株式数}} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項「行使価額の調整」第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には適用開始日以降速やかにこれを行う。

8. 本新株予約権の総数 4,017 個

9. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 2,643 円

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金 2,241 円とする。ただし、第 11 項の規定に従って調整されるものとする。

11. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第 (4) 号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株

式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号③の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日

数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使請求期間 平成27年7月13日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成29年7月12日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由 本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(本要項第10項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第11項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,643円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の不発行 当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。
20. 行使請求受付場所 株式会社アエリア 管理本部
21. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿南口支店
22. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 12 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 12 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 17 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 10 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 13 項及び第 14 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される 1 株当たりの財産について

新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの財産の価額は第 10 項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。